

事 務 連 絡  
令和4年10月27日

保 険 医 療 機 関 各 位  
保 険 薬 局 各 位

神奈川県国民健康保険団体連合会

査定理由詳細化に係る取組みについて（ご報告）

本会の事業運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会の審査結果について、査定理由の詳細化を図るため、今般、別紙のとおり帳票等を変更することといたします。

記

1. 審査結果については、現行、増減点事由記号（A～K）のみをお知らせしていましたが、記号に加え具体的な理由を帳票に印字いたします。  
（事務的な内容のものから順次実施いたします。）
2. 開始時期：令和4年11月審査分から
3. 関係帳票
  - ・ 増減点返戻通知書
  - ・ オンライン請求用増減点CSV

以上

別紙（保険医療機関（医科）帳票例）

様式 3-4

増減点・返戻通知書

医療機関番号
--------

令和 4 年 月 請求分（ 月 診療分） 診療報酬明細書（柔整療養費支給明細書）を審査した結果、下記のとおり請求点数増減返戻がありましたのでお知らせします。

連合会

医療法人

病院 殿

令和04年 月 日 作成 1 / 1 頁

保険者番号 保険者名	科別	保険本・家 制度入・外	法別				被保険者証記号・番号・枝番 被保険者氏名	箇所事由	増減		一部負担金		返戻		摘要	診療 年 月	備考
			①	②	③	④			増点/増額	減点/減額	増額	減額	日数	点数/金額			
	一般 本外					1 2 3 4 5 6 0 1 医科サンプル	60 D		37					B-V → 0	04		
	一般													37×1 → 0	04		
	一般													審査結果の理由等：『悪性腫瘍特異物質治療管理料には、腫瘍マーカー検査、当該検査に係る採血及び当該検査の結果に基づく治療管理に係る費用が含まれますのでご留意ください。』	04		
	一般														04		
	一般								37								
	合計								37								

<摘要欄>  
 ・ 査定 of 具体的な理由を印字します。  
 （事務的な内容のものから段階的に実施します。）

箇所の記号			増減点事由		通信欄
医科	歯科	柔整			
10 診察 11~14	10 診察 11~14	10 初検	A 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの		
20 投薬 21~28	20 投薬・注射 21~27	20 往療	B 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの		
30 注射 31~33・39	30 注射・X線検査 31~33・39	30 整復	C 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの		
40 処置	40 処置 41~44	40 固定	D 告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの		
50 手術・麻酔 54	50 手術・麻酔 54	50 施療	F 固定点数（施術料）が誤っているもの		
60 検査・病理	58 修復 61~64	60 金属副子	G 請求点数等の集計が誤っているもの		
70 画像診断	59 補綴	70 後療	H 縦計算が誤っているもの		
80 その他	60 検査・病理	80 霏法	K その他		
90 入院 92	70 画像診断	90 その他	J* 縦覧点検による		
93 診断群分類	80 その他		Y* 横覧点検による		
97 食事	90 入院 92		T* 突合点検による		
	97 食事				

別紙（保険医療機関（歯科）帳票例）

様式 3-4

医療機関番号
--------

増減点・返戻通知書

令和 4 年 月 請求分（ 月 診療分） 診療報酬明細書（柔整療養費支給明細書）を審査した結果、下記のとおり請求点数増減返戻がありましたのでお知らせします。

連合会

診療所 殿

令和04年 月 日 作成 1/ 1 頁

保険者番号 保険者名	科別	保険 制度	本・家 入・外	法別 ①②③④	被保険者証記号・番号・枝番 被保険者氏名	増減 箇所事由	増減		一部負担金		返戻		摘要	診療 年月	備考
							増点/増額	減点/減額	増額	減額	日数	点数/金額			
		一般	本外		レセプト太郎_50404	13		45					医管	04	
		一般				D							45×2 → 45×1	04	
		一般											審査結果の理由等：『歯科治療時医療管理料について、1日につき算定ですが、算定回数についてご注意ください。』	04	
		一般												04	
		一般						45							
		合計						45							

< 摘要欄 >  
 ・ 査定の具体的な理由を印字します。  
 （事務的な内容のものから段階的に実施します。）

箇 所 の 記 号			増 減 点 事 由		通 信 欄
医 科	歯 科	柔 整			
10 診察 11~14	10 診察 11~14	10 初検	A 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの		
20 投薬 21~28	20 投薬・注射 21~27	20 往療	B 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの		
30 注射 31~33・39	30 注射・X線検査 31~33・39	30 整復	C 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの		
40 処置	40 処置 41~44	40 固定	D 告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの		
50 手術・麻酔 54	50 手術・麻酔 54	50 施療	F 固定点数（施術料）が誤っているもの		
60 検査・病理	58 修復	60 金属副子	G 請求点数等の集計が誤っているもの		
70 画像診断	59 補綴 61~64	70 後療	H 縦計算が誤っているもの		
80 その他	60 検査・病理	80 嚥法	K その他		
90 入院 92	70 画像診断	90 その他	J* 縦覧点検による		
93 診断群分類	80 その他		Y* 横覧点検による		
97 食事	90 入院 92		T* 突合点検による		
	97 食事				

別紙（保険薬局帳票例）

様式 3-4

医療機関番号
--------

増減点・返戻通知書

令和 4 年 月 請求分（ 月 診療分） 診療報酬明細書（柔整療養費支給明細書）を審査した結果、下記のとおり請求点数増減返戻がありましたのでお知らせします。

連合会

薬局 殿

令和04年 月 日 作成 1/ 1 頁

保険者番号 保険者名	科別	保険 制度	本・家 入・外	法別 ①②③④	被保険者証記号・番号・枝番 被保険者氏名	増減 箇所事由	増減		一部負担金		返戻		摘要	診療 年月	備考
							増点/増額	減点/減額	増額	減額	日数	点数/金額			
		一般	本外		1 2 3 4 5 6 7 8 9 01 調剤サンプル	D	24						時間外加算（薬剤調製料）	04	
		一般											24 → 0	04	
		一般											審査結果の理由等：『時間外加算（薬剤調製料）は、休日加算（薬剤調製料）と重複算定不可となりますのでご注意ください。』	04	
		一般												04	
		一般					24								
		合計					24								

< 摘要欄 >  
 ・ 査定の具体的な理由を印字します。  
 （事務的な内容のものから段階的に実施します。）

箇 所 の 記 号			増 減 点 事 由		通 信 欄
医 科	歯 科	柔 整			
10 診察 11~14	10 診察 11~14	10 初検	A 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの		
20 投薬 21~28	20 投薬・注射 21~27	20 往療	B 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの		
30 注射 31~33・39	30 注射・X線検査 31~33・39	30 整復	C 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの		
40 処置	40 処置 41~44	40 固定	D 告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの		
50 手術・麻酔 54	50 手術・麻酔 54	50 施療	F 固定点数（施術料）が誤っているもの		
60 検査・病理	58 修復	60 金属副子	G 請求点数等の集計が誤っているもの		
70 画像診断	59 補綴 61~64	70 後療	H 縦計算が誤っているもの		
80 その他	60 検査・病理	80 嚔法	K その他		
90 入院 92	70 画像診断	90 その他	J* 縦覧点検による		
93 診断群分類	80 その他		Y* 横覧点検による		
97 食事	90 入院 92		T* 突合点検による		
	97 食事				